

## 第3章 高齢者福祉の取組み

### 1 計画の基本理念等

#### (1)基本理念

国は、地域で生活する一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮し、誰もがいきいきと暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指しており、高齢者福祉においては、「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」が、その中核的な役割を果たすものとして期待されています。

日出町においても、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活をできる限り継続することができるよう、地域住民、保健・医療・福祉の関係機関等と連携しながら、「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

「ともに支え合い 健やかに いきいきと暮らせるまち」を基本理念に掲げ、高齢者における、介護予防・自立化支援の推進に努めるとともに、社会参加の促進、生活支援体制及び相談支援体制等の充実を図り、介護が必要な状態となった場合には、自立支援に資する適切な介護サービスが受けられるよう、サービス基盤の整備、事業者への指導、介護人材の育成や介護現場における業務効率化等の取組みを展開してきたところです。この基本理念は、2030年（令和12年）や、日出町の高齢者人口がピークを迎える2045年（令和27年）など、中長期的な時点における人口構造や高齢者を取り巻く環境の変化を想定した場合であっても、「地域が有する資源を最大限活用するとともに、地域の人たち同士で助け合いながら、健やかに生活していく」という、あるべき地域像を踏まえた、まちづくりの普遍的な目標であると考えています。

したがって、本計画の基本理念についても、これまでの高齢者福祉・介護保険事業の推進方針を踏襲し、以下のとおり設定します。

#### 【基本理念】

**「ともに支え合い 健やかに いきいきと暮らせるまち」**

#### (2)基本方針

基本理念の実現に向け、次のとおり、3つの基本方針を掲げ、地域包括ケアシステムの構築を推進する取組みを展開していきます。

#### 【基本方針Ⅰ】「地域での支え合い」～地域における高齢者支援の体制整備～

高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、地域貢献や就業等を通して社会参加できる機会を充実させるとともに、地域づくりの担い手として活躍できるよう支援します。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、在宅医療・介護連携の推進や、地域及び関係機関による生活支援体制の充実を図ります。

**【基本方針Ⅱ】「予防」～介護予防の推進～**

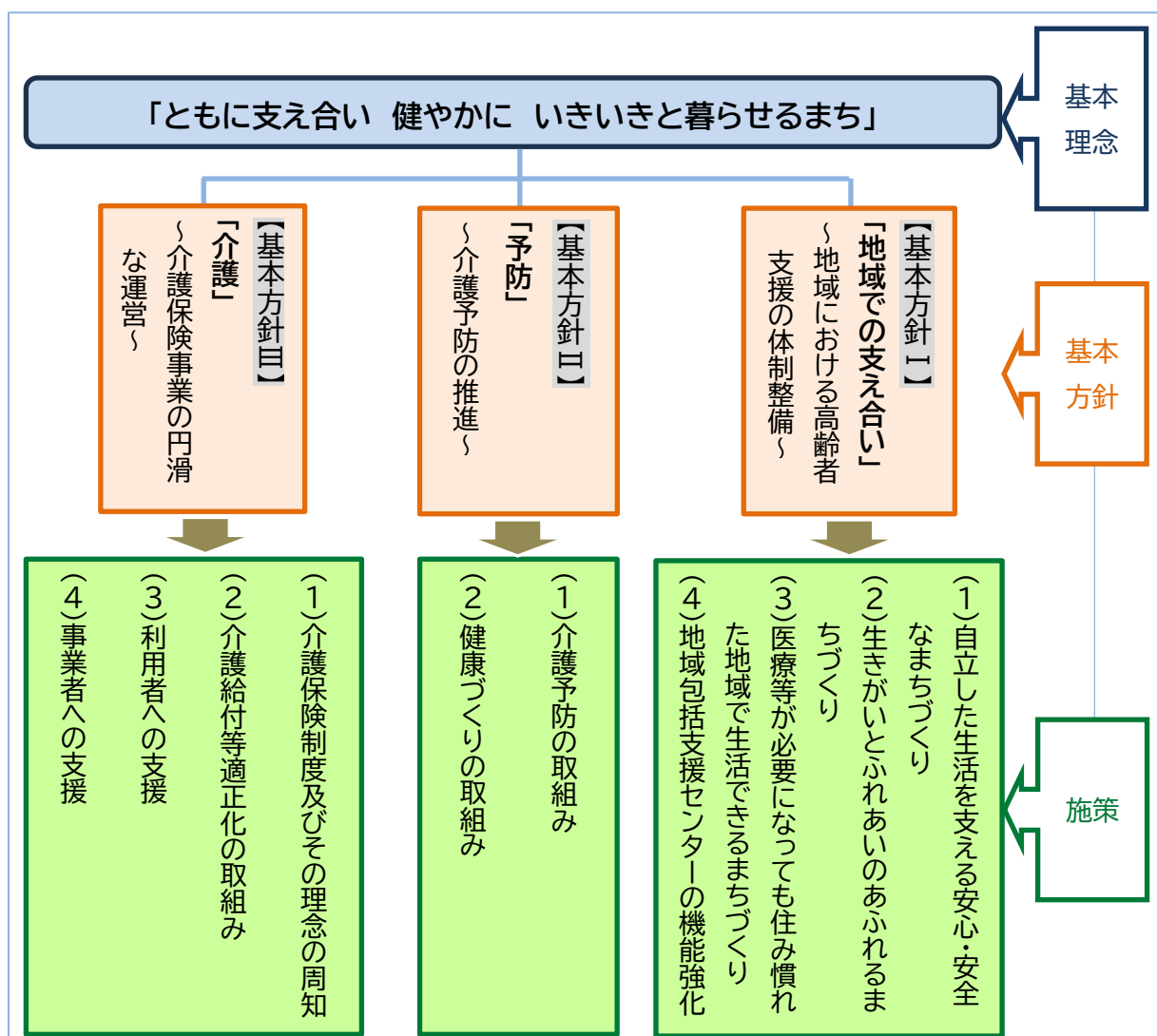
高齢者一人ひとりが、健やかでいきいきと、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護予防の取組みが欠かせません。介護予防に参加できる身近な場づくり、介護予防や健康づくりに対する町民意識の醸成、フレイル（虚弱）状態の高齢者等に対するリハビリテーション専門職等の関与など、健康と長寿を両立するための取組みを推進します。

**【基本方針Ⅲ】「介護」～介護保険事業の円滑な運営～**

介護が必要になった高齢者が、住み慣れた地域で尊厳をもって生活することができるよう、自立支援に資する適切な介護サービスの利用を推進するとともに、介護需要の増大やニーズの多様化に対応するために、介護保険サービスの充実、介護サービスの質の向上及び介護現場の負担軽減などを図ります。併せて、利用者負担の軽減や相談体制の充実など、利用者支援の取組みも実施します。

**(3) 施策体系**

基本理念、基本方針及び施策（取組み）の体系は、下図のとおりとなります。



## 2【基本方針Ⅰ】 地域における高齢者支援の体制整備

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活をするためには、高齢者の生活を地域全体で支え合うとともに、高齢者一人ひとりが生きがいをもち、地域社会と積極的に関わることが重要です。そのためには、行政や介護事業者だけでなく、地域団体、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が一体となって、地域で暮らす高齢者の自立した生活を支援する体制の構築を図ることが求められています。

自助、互助、共助、公助が有機的に連携しながら、高齢者一人ひとりが尊厳をもって、自分らしく暮らすことのできるまちづくりを目指します。

### (1)自立した生活を支える安心・安全なまちづくり

#### ①高齢者の生活を支える人材の育成

地域で暮らす高齢者の生活を支えるためには、地域ボランティア等の存在が欠かせません。

日出町社会福祉協議会では、ボランティアをしたい人（団体）とボランティアの応援を求めている人（団体）をつなぐ中間支援窓口としてボランティアセンターを開設し、活動場所の提供や情報提供を実施しています。また、「介護ボランティア養成講座」、「高齢者応援ボランティア養成講座」を開催し、地域におけるボランティア活動の促進と意識の醸成を図るとともに、「ひじエプロン隊」や「ほほえみ広場」など的高齢者の生活を支援する取組みで活躍する人材を養成しています。講座開催後は、定期的に「高齢者支援サポーターフォローアップ研修会」を開催し、受講生の技能・意識の維持・向上を図っています。

各講座の受講希望者が少ない傾向にあるため、今後、町報やSNS等により周知を強化し、受講者数を確保するとともに、多くの受講者がボランティア活動に結び付くように努めます。

#### ②高齢者の生活を支える団体との連携及びネットワークの強化

前述のとおり、地域で暮らす高齢者の自立した生活を支援する体制を構築するためには、多様な主体が一体となって取り組む必要があります。

町は、地域全体で高齢者の生活を支援する体制づくりを目的とした「生活支援体制整備事業」を推進するために、当該事業の委託先である日出町社会福祉協議会との連携を密にするとともに、地域で生活する高齢者の見守り・実態把握や、必要な援助などを行うため、日出町民生委員児童委員協議会や日出町区長会との連携を強化しています。また、日出町老人クラブ連合会、日出町健康づくり推進協議会、日出町ボランティア連絡協議会、日出町身体障害者福祉協会などの各団体と連携しながら、各高齢者福祉施策に取り組んでいます。

高齢者を取り巻く課題は今後、ますます複雑・多様化していきます。それぞれの団体が持つそれぞれの強みを生かして、高齢者の生活を支えていけるよう、団体同士の連携を強化する取組みを実施していきます。

#### ③高齢者の生活支援

高齢者のみの世帯の増加に伴い、日常生活における様々な場面で支援が必要な高齢者が増加しています。「概ねの家事はできるが、重たい物が持てずゴミ出しが難しい」「運転免許を

返納し、スーパーまで買い物に行けない」など、高齢者の生活支援ニーズはそれぞれの状態で大きく異なります。介護サービスによらずとも、高齢者が地域での生活を継続していけるよう、下表のとおり、生活支援サービスを展開しています。今後、高齢者の多様なニーズに対応できるよう、適宜、内容等の見直しを行い、これらの取組みを継続・充実させるとともに、町報やSNS等で周知を強化し、高齢者へ必要な支援の手が届くよう努めます。

取組み名	支援の種類	支援の内容
ひじエプロン隊	家事等の支援	有償ボランティアが、ゴミ出しや買い物など簡易な家事支援を行う。
配食サービス	食事の支援	栄養バランスのとれた安価な夕食を配達する。
デマンド交通	移動の支援	予約制の乗合タクシーにより、高齢者を中心に、町内での移動手段を確保する。
運転免許自主返納支援	移動の支援	免許証を自主返納した高齢者に、バス乗車券等を交付する。
住宅改造助成事業	住宅の改修	高齢者の自立支援のために行う住宅の改修工事(手すり設置や段差解消等)の一部を助成する。
住宅リフォーム補助金	住宅の改修	主にバリアフリー化を目的に行う住宅の改修工事の一部を助成する。
高年者学級	情報の提供	健康づくりや防犯など、高齢者の生活に役立つ教育を、地区ごとに行う。
介護情報誌	情報の提供	町内高齢者施設や、介護サービスの受け方、高齢者福祉サービスをまとめた情報誌を発行する。

#### ④高齢者の安心・安全

高齢者の生活支援と同様に、見守りが必要な高齢者が増加しています。また、高齢虐待や、特殊詐欺などの高齢者を狙った犯罪、地震・風水害など、高齢者の身体や生活を脅かす事件や事故が、近年、増えてきています。高齢になっても、安心・安全に生活していけるよう、次のとおり取組みを展開するとともに、町報やホームページ等で情報発信に努めます。

##### i 地域ネットワーク（配食）事業

概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のうち、食の提供と見守り支援を必要とする方に対し、夕食（弁当）を配達し、その際に安否確認を行います。役場の閉庁時間帯や急な入退院時の対応という課題があるため、今後、その改善に向け、受託事業者と協議・調整を行っていきます。

##### ii 総合相談支援・実態把握訪問

高齢者の総合相談窓口として、生活にかかる様々な相談を受け付け、適切な支援につなぐとともに、高齢者支援サービスに関する情報提供を行っています。また、区長や民生児童委員、近隣住民等から得た情報や、介護サービス等の利用実績がないなどの情報により、高齢者宅へ個別訪問を行い、高齢者の心身の状況等について実態を把握して適切な支援につなぐなど、潜在的な支援ニーズを取りこぼさないよう、アウトリーチ型の対応を実施しています。今後も、支援を必要とする高齢者の情報を的確に把握するために、相談技能の向上や、地域等との連携強化に努めていきます。

### iii 虐待防止・権利擁護

虐待通報があった場合は、杵築日出警察署をはじめとする関係機関等と連携しながら、高齢者の安全確保を第一とした対応を行う他、介護支援専門員など支援者とも情報を共有し、早期解決を図る体制を整えています。また、権利擁護対応専門相談事業として大分県弁護士会・社会福祉士会から、処遇困難な相談への対応や事例検討会への助言を受けるなど、虐待案件への対応力を高めていきます。

高齢者の権利擁護については、「日出町成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度の普及啓発、関係団体との連携強化、成年後見人の申し立て支援などを実施しています。

### iv 高齢者等見守り支援事業（緊急通報装置の設置）

高齢者のみの世帯が増加していくなか、高齢者本人及び離れて暮らす家族らの安心に寄与するため、主に1人暮らしである高齢者等に、携帯型の通報装置及び宅内に設置する人感センサーを貸出し、緊急ボタンの押下があった場合や、一定時間、センサーの反応がなくなった場合などは、専門の事業者が24時間体制で安否確認等の対応を行います。

### v 特殊詐欺被害防止対策補助金

オレオレ詐欺や還付金詐欺など、高齢者を狙った特殊詐欺被害の発生を未然に防ぐために、特殊詐欺等防止機能付き電話機及び防犯対策電話録音機の購入に要した費用の一部を助成します。

### vi 災害への対応

高齢者が地域で安心して生活するためには、災害等への備えと、災害が発生した（又は発生するおそれがある）際の適切な避難が重要です。

災害・緊急時の対応能力が弱い高齢者の安全を確保するために、日出町地域防災計画に基づき、杵築速見消防組合、杵築日出警察署、日出町消防団、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等と連携し、災害時の避難に支援が必要と思われる高齢者の全員に対し、個々のケースに対応した「個別避難計画」の策定を進めています。策定後は、関係機関と共有するほか、防災訓練を積み重ねながら、実効的な計画となるよう、適宜、見直しを行っていきます。

また、通常の避難所では避難生活が困難な高齢者等に対応するため、1小学校区に1か所程度を目標とし、町内の介護保険施設や医療機関、宿泊施設等を「福祉避難所」に指定していきます。指定後は、訓練などを通し、避難者の受け入れ態勢や物資の備蓄などについてより充実するよう、検討を重ねていきます。

以上のとおり、避難方法と避難場所の整備を推進し、いつ起こるか分からない、風水害や地震・津波などの災害等から高齢者を守る取組みを加速させます。

## **(2)生きがいとふれあいのあふれるまちづくり**

高齢者が地域でいきいきと生活していくためには、高齢者が社会の重要な一員として、積極的に社会参加し、役割と生きがいを持った生活を送れることが求められています。地域で

生活する高齢者が、活力ある毎日を過ごすことができるよう、次のとおり体制整備に努めていきます。

### ①地域の高齢者が集う場の整備

公民館など身近な場所に集まり、文化活動や運動などを通して、仲間づくりや介護予防ができるよう、高齢者が定期的に交流できる場づくりが求められています。日出町では、高齢者サロンの立ち上げ支援及び活動の支援や、サロンのリーダー同士が交流する場づくり、町内で活動するサロンを整理した広報紙「日出町サロンマップ」の作成・配布など、地域の中で高齢者が集うことのできる場の整備を行う他、日出町全体の高齢者サロンである「ほほえみ広場」を、ボランティアとともに運営しています。これらの取組みは、生活支援体制整備事業の一環として、日出町社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを中心に展開しています。

また、日出町老人クラブ連合会及び地域の老人クラブの運営費を助成し、地域の中に根付いている団体の社会貢献活動を支援するとともに、高齢者の活動・交流の場として、普及促進に努めています。新型コロナウイルス感染症の影響等により、2020年度(令和2年度)以降、老人クラブ会員数は大幅に減少しているため、クラブの活動支援や啓発を継続・強化し、会員数の維持に努めます。

### ②高齢者の就労支援

現役世代と同じように就労し、社会的な役割を担うことは、高齢者の生きがいに大きくつながります。高齢になっても、その意欲と能力に応じて、いくつになっても働き続けることができる「生涯現役世代」の実現を目指し、次の取組みを実施していきます。

#### i シルバー人材センターの入会促進

「日出町シルバー人材センター」は、60歳以上の定年退職者や事業の一線を退いた人等が、働くことを通じて生きがいを得るとともに健康を保持し、もって、地域の福祉向上と活性化に貢献することを目的として設置された団体です。日出町は、当センターの普及・啓発を行い、入会者を増やす取組みを行っています。また、センターが安定して運営していけるよう、支援を行っています。

#### ii 介護ボランティア養成講座の開催

日出町は、地域で暮らす高齢者の生活を地域で支援するため、介護技能を持つ人材を養成することを目的として、毎年、「介護ボランティア養成講座」を開催しており、元気な高齢者も数多く受講しています。当該講座で習得する技能は、「家事支援など簡易なヘルパー業務」を目安としており、講座修了後は、訪問型サービス(緩和型)への従事を希望する受講者と、従業者を募集している訪問型サービス事業者をマッチングする取組みを行っています。受講者が、なかなか雇用に結びつかない課題があるため、受講者のスキルをより向上させることができるよう、講座の内容を適宜、見直していきます。

iii 保育所等における高齢者等活躍促進加算の取得促進

「高齢者等活躍促進加算」は、高齢化社会等の到来に対応して、高齢者ができるだけ働きやすい条件の整備を図るため、保育所等が高齢者を、一定の条件の下で、雇用した場合に算定することができる加算です。高齢者のきめ細かな対応により、利用子ども等の処遇向上が期待できます。日出町では、保育所等に対しこの加算の取得を推奨し、保育現場における高齢者の雇用の創出を図っています。

③高齢者のボランティア活動の促進

高齢者が、その豊かな知識と経験を活かし、地域における役割を持つことは、高齢者が生きがいを持つことができるようになるだけでなく、地域の活性化のためにも重要です。

日出町は、日出町社会福祉協議会と連携し、「介護ボランティア養成講座」や「高齢者応援ボランティア養成講座」を受講した高齢者に対し、「ひじエプロン隊」と「ほほえみ広場」などのボランティアスタッフとして登録するよう推奨しています。

また、主に平日昼間の消防力を確保するため、「機能別消防団」結成し、高齢等を理由に退団した元消防団員の入団を募っていきます。「機能別消防団」の結成には、一定の団員数を確保する必要があることから、消防団や地区などの協力を仰ぎながら、丁寧な説明による勧誘活動を展開していきます。

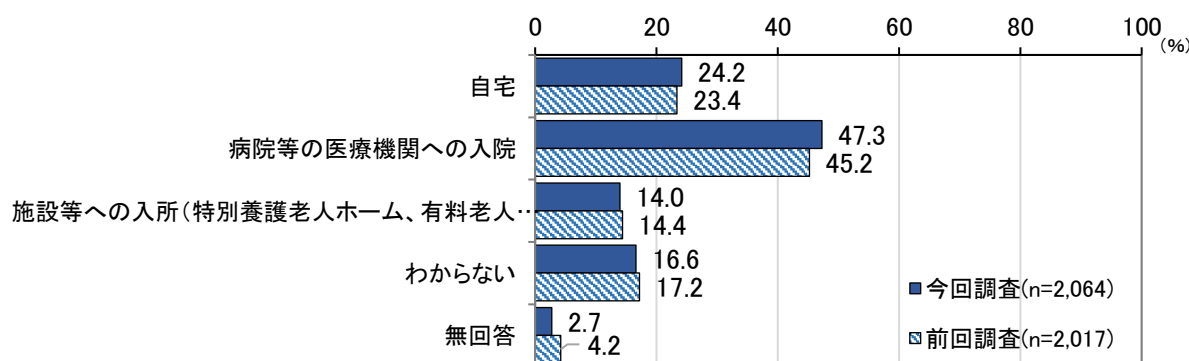
(3)医療等が必要になっても住み慣れた地域で生活できるまちづくり

日出町では、現在、人口のおよそ3割を65歳以上の高齢者が占めており、2040年代まで高齢者人口が増え続けると予想されています。これに伴い、医療が必要な高齢者や、認知症高齢者も増加していく見込みです。医療等が必要になっても、高齢者ができる限り、住み慣れた地域で生活していけるよう、次の取組みを実施していきます。

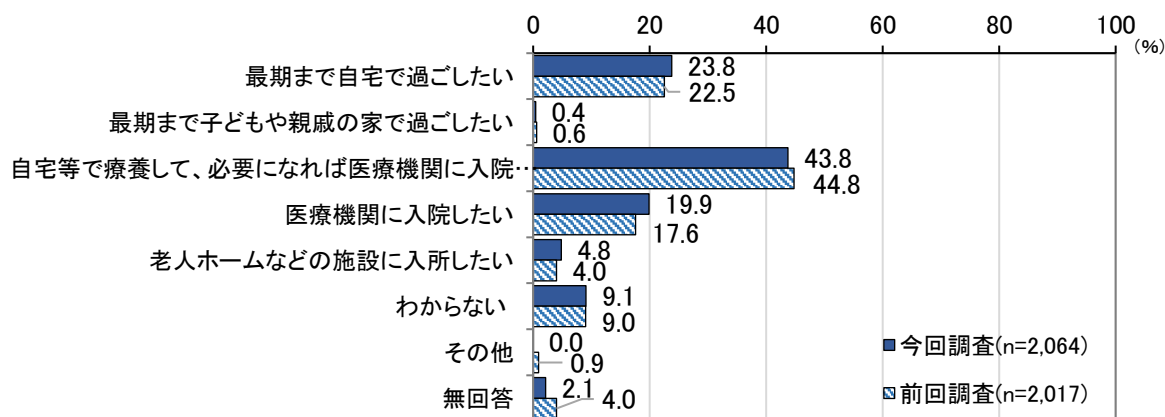
①在宅医療・介護連携の推進

「日出町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、24.2%の高齢者が「医療や介護が必要になっても自宅で過ごしたい」と回答している他、23.8%の高齢者が「死期が迫った時も、最期まで自宅や子どもの家等で過ごしたい」と回答しており、高齢化の更なる進行に伴い、今後、医療と在宅生活を支える介護の連携はますます重要になります。

【Q 医療や介護が必要になったとき、どこで医療や介護を受けたいですか】



【Q 死期が迫っていると告げられたとき、どこで過ごしたいですか】



日出町では、2014年（平成26年）に日出町在宅医療連携推進会議を立ち上げ、以来、日出町内における在宅医療を推進し、介護との連携を強化するための取組みを実施してきました。今後も、次のとおり取組みを継続・強化していきます。

i 地域の医療・介護の資源の把握

日出町内の医療機関、介護事業所の所在、機能等の把握を行い、「日出町在宅医療・介護連携ガイドブック」としてまとめ、関係事業者に配布するとともに、町民にも分かりやすく情報提供します。毎年度、更新を行い、町ホームページなどで公開します。

ii 在宅医療・介護連携の課題の抽出

日出町内の医療・介護関係者が参画する「日出町在宅医療連携推進会議」や、アンケート調査などにより、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出を行います。

iii 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

高齢者へ切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、「日出町在宅医療連携推進会議」の連携促進部会と啓発支援部会などを通じ、関係者協議のもとで、日出町の実情に応じた具体的取組を企画・立案していきます。

iv 医療・介護関係者の研修

日常の療養支援の実施にあたっては、医療従事者・介護従事者が多職種協働で取り組む必要があります。関係者が互いの分野や仕事内容などを理解しておくことが重要です。日出町在宅医療連携推進会議における研修会や、介護ネットワーク会議などを通して、関係機関の相互理解を深めていきます。

v 医療・介護関係者の情報共有の支援

高齢者の在宅療養生活を支えるため、入退院時等に医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行うことができるよう、東部圏域版入退院時情報共有ルールを活用した取組みを支援します。また、1利用者について、現在、各機関に分散している介護情報等を、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が電子的に閲覧できる情報基盤の整備を目指します。



vi 高齢者の意思を尊重した急変時の対応

高齢者本人が意思表示できない場合でも、本人の意思を尊重した対応ができるよう、高齢者やその家族、医療・ケアチーム等が、本人の将来の変化に備え話し合いを行い、本人の意思決定を支援するACP（アドバンス・ケア・プランニング）の取組みを推進します。

vii 看取りに関する体制の整備

高齢者が自ら望む場所で最期を迎えることができるよう、在宅医療体制の構築を推進するとともに、講演会などを通して町民への啓発を図ります。

viii 町民への普及啓発

在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択することができるよう、在宅医療・介護連携に関する町民向け講演会の開催及び、パンフレットの配布等により、町民の理解を促進します。

ix 在宅医療・介護連携に関する関係自治体との連携

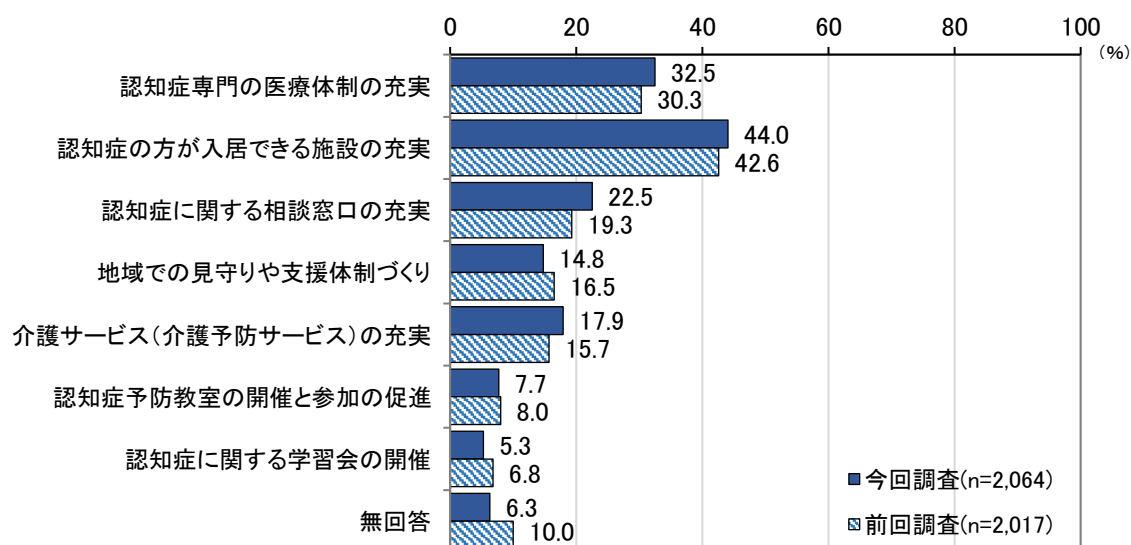
広域連携が必要な事項については、大分県や関係市町村と連携し、協議を行います。

②認知症対策の推進

認知症は加齢とともに進行する疾病であり、高齢者の生活の質を低下させ、介護者の負担も重くなる傾向にあります。認知症は、発症後、早期に適切な治療を行うことにより、病状の進行を遅らせる他、改善も期待できることから、早い段階で予防・発見し、適切な治療が重要です。また、認知症になっても、高齢者が住み慣れた地域で、家族とともに安心して暮らしていけるよう、地域全体で認知症高齢者等を支援する体制の整備が求められています。

日出町では、「日出町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果等を受け、認知症の予防や早期発見、適切な治療を受けるための支援と、認知症高齢者とその家族が安心して地域で生活していくための支援を、認知症対策の両輪として、次のとおり取組んでいます。

【Q 認知症の人やその家族が安心して暮らせるために必要な取組みは何ですか】



i 認知症ケアパスの作成・普及

認知症と疑われる症状が発生した場合に適切な対応ができるよう、認知症の人及びその家族が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかを把握できるように、情報を体系的に整理した「日出町認知症ケアパス」を作成し、配布及び町ホームページで公開しています。今後、適宜、最新情報に見直しを行うとともに、より一層の普及を図ります。

ii 認知症の早期発見・適切な治療の推進

認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置し、窓口や認知症カフェ（オレンジカフェ）で、町民が気軽に相談できる体制を整備することで、認知症の早期発見及び適切な治療へとつないでいきます。

また、認知症の専門知識をもった医療・介護等の専門職により構成された認知症初期集中支援チームが、認知症の人（認知症が疑われる人を含む）やその家族を訪問し、生活の困りごとを解決できるよう相談を受け、適切な医療・介護サービスへつなぐなど、一定期間（概ね6か月以内）、集中的に支援する取組みを委託により実施しています。

iii 徘徊等による行方不明への対策

日出町では、杵築日出警察署や日出消防署、日出町消防団、行政区や民生児童委員、協力企業等を構成員として、「認知症高齢者等SOSネットワーク」を構築しています。徘徊などで行方不明となることが心配な高齢者の情報を事前に登録し、当ネットワーク構成員で情報共有をすることで、認知症高齢者が行方不明になった際の早期発見に資するとともに、平時の際は、地域全体で認知症高齢者を見守る体制を整備しています。今後、当ネットワークへ登録者及び協力企業等を増やすとともに、構成員を対象にした研修会等を行い、取組みの拡大・充実を図っていきます。

また、当ネットワーク登録者には、GPS機器による位置情報検索システム初期設定費用に対する助成を行うとともに、保護した高齢者の身元や連絡先等の早期判明に寄与する「見守りシール」の普及に努めていきます。

iv 認知症高齢者や家族への支援

認知症高齢者やその介護を行う家族、認知症予防に取り組みたい地域住民の方との交流の場として、認知症カフェを定期的開催し、認知症高齢者及びその家族等が地域で安心して生活していくため、情報提供や情報共有を図っています。

また、認知症高齢者が、日常生活を送る中で思わぬ賠償責任を負うことがないように、「認知症高齢者等SOSネットワーク」に登録している高齢者に対し、個人賠償責任保険への加入を支援する取組みを検討します。

v 認知症高齢者を支える地域づくり

認知症高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、地域の理解や支

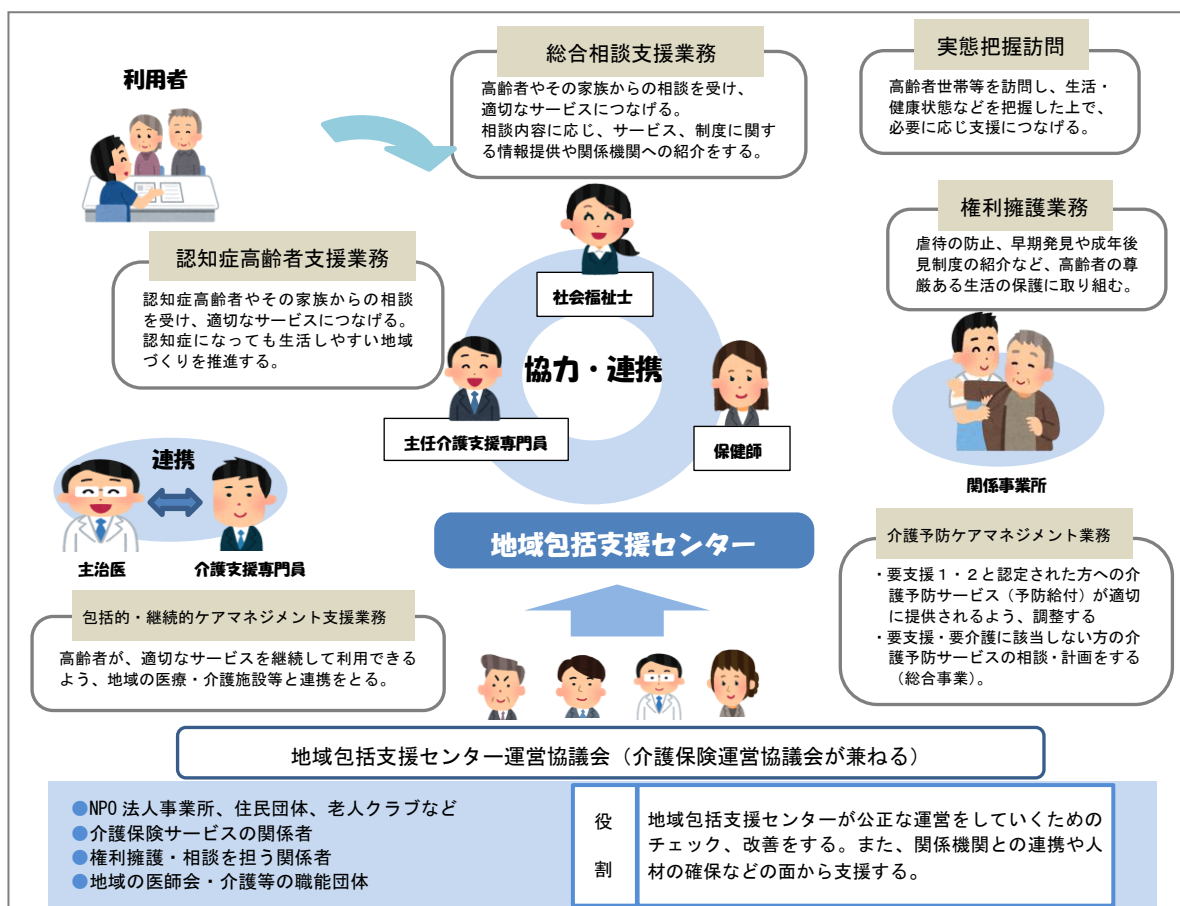
援が必要です。日出町では、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を出来る範囲で支えるとともに、友人や家族等に学んだ知識を伝える「認知症サポーター」の養成を行っています。

また、地域全体で認知症の人及びその家族を見守り支えていけるよう、一般町民を対象にした講習会や映画の上映会等を開催します。今後は、認知症に触れる機会の少ない小学生を対象とした講座の開催も検討するなど、「認知症の日」として指定されている9月21日を起点として、啓発活動の推進を図ります。

#### (4)地域包括支援センターの機能強化

日出町地域包括支援センターは、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域の高齢者の総合相談・権利擁護や、地域における高齢者支援の体制づくり、自立支援に向けた介護予防支援等を行い、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関となっています。高齢化が進み、高齢者のニーズが質的・量的に増加していく中、地域包括支援センターの機能強化を継続的に行っていく必要があります。

#### 【地域包括支援センター イメージ図】



#### ①人員の確保

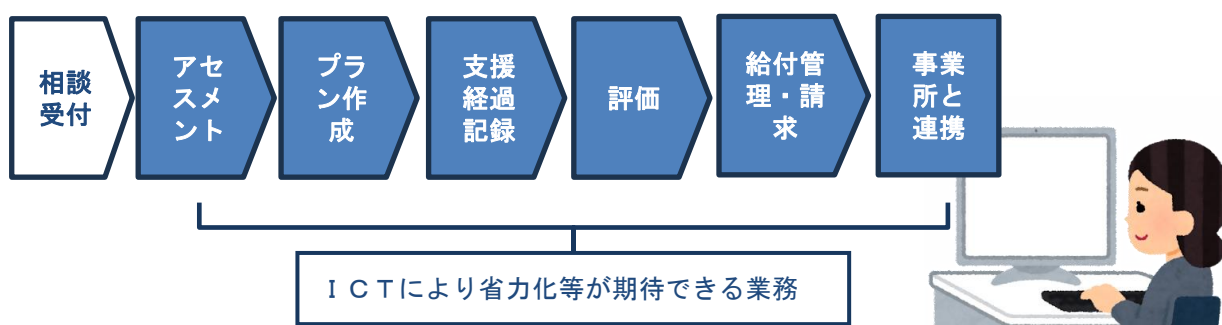
地域包括支援センターに配置すべき人員及びその員数は、国により基準が定められており、原則として、ひとつのセンターが担当する区域における第1号被保険者数が概ね3,000

人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）を各1人ずつ配置することとされています。今後、第1号被保険者が増加する中で、これら人員を適正に確保していくことが必要であるため、高齢者人口の推移を注視し、計画的な人員の確保に努めます。

## ②質・生産性の向上

高齢化に伴い多様化・複雑化する高齢者のニーズに沿うことのできるよう、きめ細かな研修を実施し、職員の資質向上を図ります。また、介護予防ケアマネジメント業務において、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの質を向上させるとともに、省力化により生産性を向上させることができるよう、ICTの導入を検討します。

### 【介護予防ケアマネジメント業務 ICT化イメージ】



## ③他機関との協働

医療・介護事業者や福祉団体など、多様な地域の主体が協働して高齢者の生活支援に注力できるよう、「介護ネットワーク会議」等を通して情報共有を図ることにより、関係者らとのネットワークの構築に努めます。また、高齢者の生活支援に幅広い地域資源を活用できるよう、生活支援コーディネーターとの連携を強化します。

## ④地域課題の抽出

地域の支援者、専門的視点を有する多職種を交えた地域ケア会議を定期的で開催し、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、その積み重ねにより明らかになった地域課題を抽出します。抽出後は、生活支援コーディネーター等と協働し、課題解決に向けた地域資源の開発や活用に取り組みます。

## ⑤定期評価に基づく事業の改善

地域包括支援センターが実施した事業については、住民団体や福祉団体、医療・介護事業者等により構成された「地域包括支援センター運営協議会」（介護保険運営協議会が兼ねる）で、年に1回、その内容及び効果について報告し、評価を受けます。この評価を元に、事業改善などを行い、サービスの質の向上に努めます。

### 3【基本方針Ⅱ】介護予防の推進

高齢者一人ひとりが、健やかでいきいきと、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくために、また、少子高齢化が進行する中で介護保険制度を永続的に運営していくためには、介護予防の取組みを有機的に推進することが求められています。心身機能を維持・向上させるような健康運動や栄養改善等の取組みと、要介護の原因疾患となり得る生活習慣病等の疾病を予防する取組みを、介護予防の両輪として実施していき、それらの取組みを、広く地域に根付かせていくことが重要です。

行政、医療・介護サービス事業等の関係機関だけではなく、全ての町民が介護予防について関心を持ち、地域や家庭において、介護予防に資する自主的な活動が広く実施されるような地域社会の構築を目指します。

#### (1)介護予防の取組み

##### ①地域介護予防活動支援事業及び高齢者サロン事業

日出町では、高齢者の誰もが、身近な場所で介護予防活動に参加することができるよう、地域で介護予防を推進する人材（ボランティア、サロンリーダー等）の発掘や育成を実施するとともに、介護予防活動を行う地域団体等を支援しています。具体的には、次のとおり取組みます。なお、今後は、「オンライン通いの場」や「eスポーツ」など、新たな介護予防活動の取組みも積極的に推進していきます。

##### i 介護予防に関するボランティアの養成やリーダーの研修等

地域における主体的な介護予防運動を推進するためには、活動のコーディネートや牽引を行うリーダー等の存在が必要不可欠です。日出町は、地域での健康づくり活動を推進する人材育成の一つとして「健康運動普及推進員」の養成を行い、活動の支援を行っています。また、サロンなど地域活動の推進を図るため、交流の場を提供するなどの取組みを実施します。

##### ii 介護予防活動を行う地域団体に対する支援

主体的に介護予防活動を実施する地域団体に対し、相談の受付や保健師の派遣などにより技術的な支援を行う他、「介護予防地域活動支援補助金（けんこう応援金）」により経済的な支援を実施していきます。また、骨折転倒予防等の活動を主として行う地域団体が新たに発足する際は、具体的な運動方法の指導など、技術的な支援を行います。他に、日出町全体の高齢者サロン「ほほえみ広場」に対し、専門の指導員を派遣し、誰もが楽しく健康づくりができる「3B体操」を定期的に行っています。

##### ②介護予防普及啓発事業

介護予防の取組みを広く地域に根付かせるためには、高齢者をはじめとする多くの町民が、介護予防に関する基本的な知識を持つことが重要です。日出町では、行政区単位で開催する「健康お話し隊」にて、講話や体操指導、町民の骨密度測定等の他、パンフレットの作成・配布などを通じ、介護予防に資する健康づくりの取組みの普及・啓発を行っています。介護

予防の取組みが日常的な習慣として地域に浸透していくよう、介護予防や健康づくりにおける町民意識の醸成を図ります。

### ③地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防をより効果的に推進していくためには、リハビリテーション専門職が、介護予防や高齢者の自立支援に資する活動を行う地域や事業所へ、積極的に関与していくことが求められています。日出町では、介護予防活動を行う地域団体や、訪問及び通所介護事業所等に対し、作業療法士や理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士を派遣し、研修会や実技指導を実施するとともに、そこで学んだ取組みの実践・評価までをリハビリテーション専門職が支援する体制を構築しています。今後、地域団体に対するリハビリテーション専門職の派遣を増やし、地域で実施する介護予防活動の効果を高め、活性化を図っていきます。

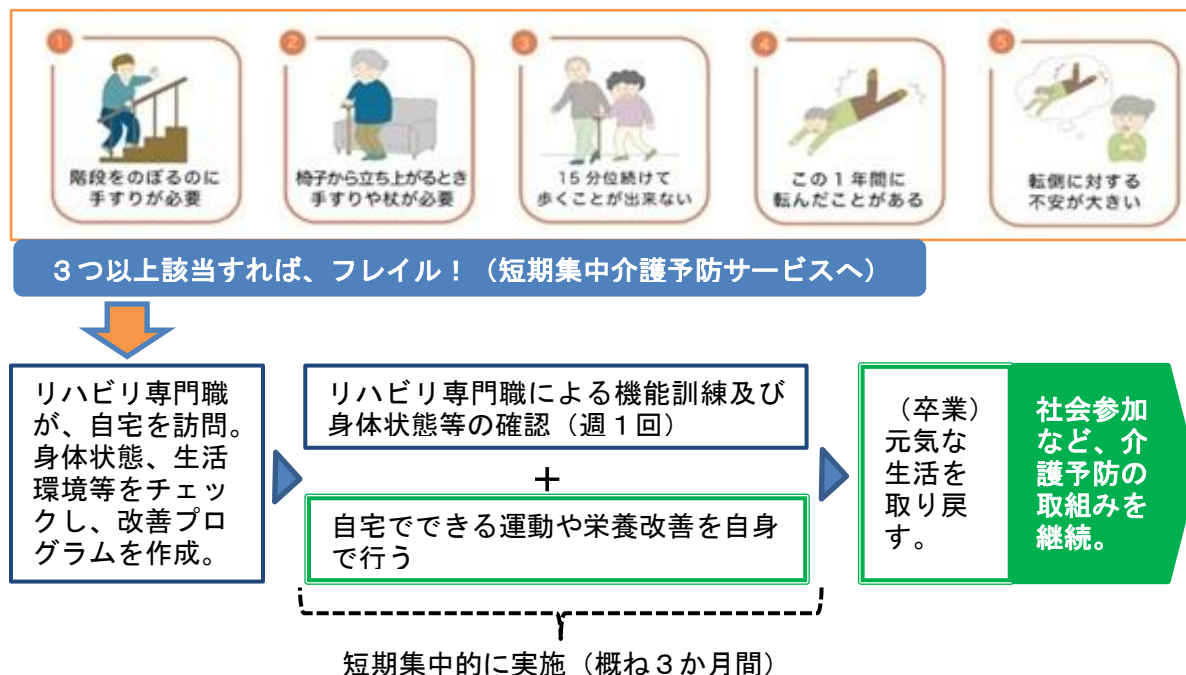
### ④短期集中介護予防サービス事業

要介護状態となる高齢者の多くは、生活が不活発になることでフレイル（虚弱状態）が進行してしまうことによるものであり、これを改善し、フレイルの高齢者を元気な状態に戻すことが出来れば、新たな要介護認定を大きく抑制することが可能です。

日出町では、生活不活発などにより、掃除や洗濯、買い物など身の回りのことが出来にくくなっているフレイルの高齢者を対象に、心身・生活機能を改善するためのプログラムをリハビリテーション専門職が作成し、対象者が、短期集中的にその改善プログラムに取り組むことで、生活課題等を解決する「短期集中介護予防サービス」を実施しています。

このサービスに適応するフレイル高齢者を、適切な時期にサービスへつなげられるよう、利用者の選定やケアマネジメントを行う地域包括支援センター、庁内の関係部署、居宅介護支援事業所及び病院のソーシャルワーカー等と連携していくとともに、町民に対する普及啓発を実施し、元気な高齢者を増やす取組みを推進します。

#### 【短期集中介護予防サービス イメージ図】



### ⑤一般介護予防評価事業

介護予防の取組みは、介護保険事業計画等で定めた目標値の達成状況等の検証を通じ、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を行うなど、PDCAサイクルに沿って、より効果的・効率的に推進していくことが求められます。

日出町は、これらの検証や評価を通じ適切に事業改善を進めていくとともに、介護保険事業計画等の策定に際し、介護保険事業及び高齢者福祉を推進するための有効な取組みを検討できるよう、高齢者の生活の実態やニーズなど、地域の実情を把握することを目的とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を3年に1度実施しています。

## (2)健康づくりの取組み

高齢者が住み慣れた地域で健やかな生活を送り、介護を必要としない「健康寿命」を延ばしていくためには、早い段階から健康を意識し、体力づくりや生活習慣病等の疾病予防、疾病の重度化防止などに取り組むことが重要です。高齢者のみならず、より広い世代の町民が、健康の維持・増進に取り組むことができるよう、健康教室の開催や健康診査事業の実施などを通して、健康づくりにかかる知識の普及・啓発、疾病の早期発見等を図ります。

### ①健（検）診、保健指導の実施

健康状態を早い段階から把握し、生活習慣を自ら振り返る機会とするために、日出町国民健康保険加入者に対し、特定健康診査や特定保健指導を実施するとともに、40歳以上（子宮がんは20歳以上）の町民を対象として、各種がん検診を実施します。健診の結果、生活習慣の改善が必要な場合は保健指導を実施し、生活習慣病等の発症を未然に防ぐとともに、早期に適切な医療機関等につなぐことで、重度化を防止します。未受診等への対策として、個別通知や電話、訪問などによる勧奨を実施します。また、口腔状態の悪化は、栄養不足によるフレイルや、重大な疾患を引き起こす恐れがあることから、満20・30・40・50・60・70歳の町民を対象に、歯周疾患健診を実施しています。

### ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、75歳以上の高齢者に対し、訪問相談や保健指導、疾病の重度化防止を行う保健事業と、フレイル予防や高齢者の状態を把握し、適切なサービスへのつなぎなどを行う介護予防事業を一体的に実施します。具体的には、次のとおり取組みます。

#### i ハイリスクアプローチ

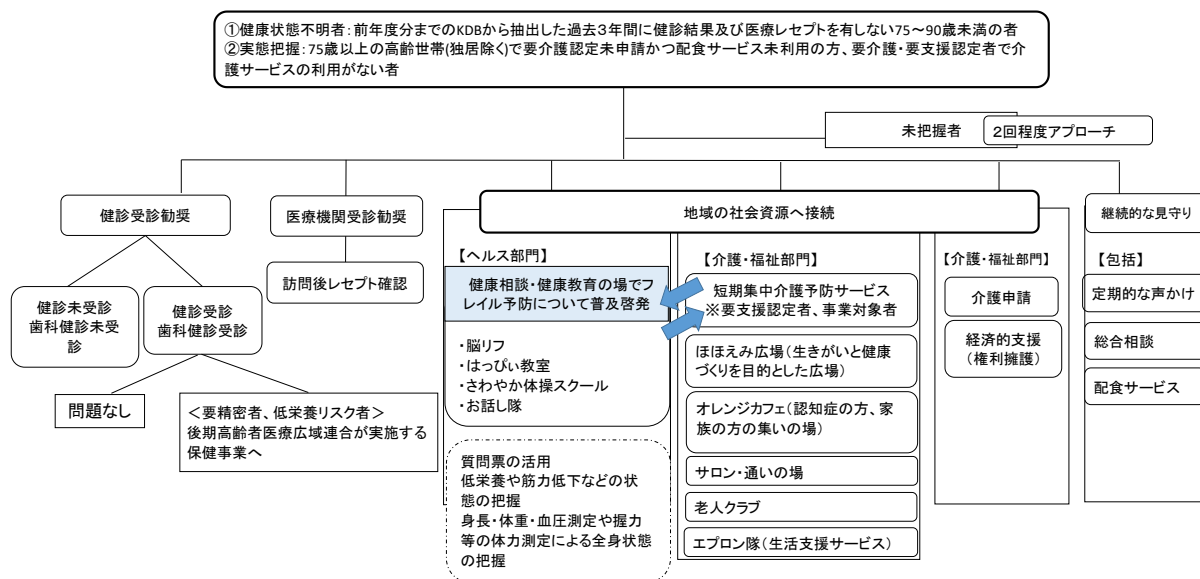
高齢者に対する個別支援として、地域の健康課題を分析した上で、優先的に取り組む課題の明確化を行い、次の事業メニューから必要なものを実施していきます。

- |   |   |
|---|---|
| ア | 低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防（生活習慣病等の未治療によるコントロール不良者、治療中断者の把握及び必要なサービスへの接続を含む）の取組み |
| イ | 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組み  |
| ウ | 健診・医療や介護サービス等につながらず、健康状態が不明な高齢者や閉じこもりの可能性がある高齢者等の健康状態等の把握及び必要なサービスへの接続  |

ii ポピュレーションアプローチ

健康相談や健康教室、健康お話し隊の実施時などにおいて、フレイル予防に係る普及啓発を行うとともに、地域活動の場において、健康機材による測定やフレイルチェックシート等により、高齢者の低栄養や筋力低下などを把握し、必要に応じ、医療機関やサービスへのつなぎを行います。今後、ハイリスクアプローチや、地域包括支援センターの行う高齢者の実態把握訪問で把握した対象者が、地域の介護予防活動に参加できるよう、関係機関と連携し、サロンや健康お話し隊等を活用した普及啓発活動を広げていきます。

【一体的実施 イメージ図（令和5年度実施分）】※ハイリスクアプローチ事業のウを実施



③生活習慣病予防の取組み

高血圧や糖尿病等の生活習慣病を起因として要介護状態となる高齢者が多いことから、早い段階で、生活習慣病の発症予防や重症化防止を図ることが重要です。日出町では、医療機関と連携して、生活習慣病の治療中断者などを対象とした重症化予防の指導を行うとともに、節塩や野菜・果物の適量接種の取組みなどを通して、生活習慣病を予防する健康習慣が広く町民に浸透するよう、普及啓発活動を展開していきます。

④感染症予防の取組み

2020年（令和2年）に国内最初の感染者が確認された「新型コロナウイルス感染症」は全世界で猛威を振るい、これにより、高齢者サロン等地域団体の活動は、その大半が休止に追いやられ、介護予防の取組みは停滞を余儀なくされました。2023年（令和5年）5月より5類感染症に移行し、様々な社会活動がコロナ禍前に戻りつつありますが、感染したことによる身体的負担が大きい高齢者にとって、感染症予防は、今後も非常に重要です。

感染症のまん延を防ぎ、安心して介護予防活動に取り組むことができるよう、予防接種法に基づいた定期接種として、高齢者インフルエンザ予防接種及び高齢者肺炎球菌予防接種を行います。また、適切な感染症予防の取組みを周知し、介護予防と同様に、町民の生活の中でその取組みが習慣化されるよう、普及・啓発を図ります。



## 4【基本方針Ⅲ】介護保険事業の円滑な運営

### (1)介護保険制度及びその理念の周知

介護保険制度は発足から20年が経過し、高齢化の進行に合わせ、発展と改変を繰り返しながら、社会に浸透してきました。しかしながら、利用方法やサービスの内容についての周知は進んでいるものの、介護保険制度の理念については、十分な理解を得ているとは言い難い状況です。介護保険制度を「高齢者の生活を支える礎」として永続的なものにしていくためには、町民や介護事業所など、介護保険に関わる全ての人が、介護保険制度の基本理念である「自立支援」を正しく理解し、適正に介護保険を利用することが極めて重要です。

介護保険制度の理解をより一層深め、その理念に沿った運営を実現するため、制度周知用パンフレットや介護情報誌等の作成や、町報及び町ホームページへの掲載などを通し、介護保険制度について正しい理解を得られるような啓発活動を推進していきます。

### (2)介護給付等適正化の取組み

介護保険事業を適正に運営していくためには、介護サービス等を必要とする利用者を「適切に認定」し、適切なケアマネジメントの下、利用者の「自立支援に資する真に必要なサービスを見極め、選定」した上で、定められたルールに従って「適切にサービスを提供」するように促すことが重要です。

介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度として、適正に事業運営していくために、介護給付等適正化の取組みを推進します。

#### ①要介護認定の適正化

日出町では、原則として、町職員による認定調査を実施しており、例外的に居宅介護支援事業所等に調査を委託した場合も含め、全ての調査票について、選択誤りや記入誤りがないかなどの点検を行っています。

また、認定調査員のスキルアップを図るため、現任研修やeラーニングなどの研修を適宜、受講するとともに、認定調査の判断基準を平準化するため、国が提供する「要介護認定業務分析データ」などを参考にしながら、認定調査員による検討会議を定期的で開催しています。

#### ②ケアプラン点検、住宅改修費等の点検、福祉用具購入・貸与調査

ケアプラン等について、利用者の自立支援に資するものであるかどうかの点検を、次のとおり実施しています。

##### i ケアプラン点検

新規参入事業所や新しく入職した介護支援専門員等への技術的支援のため、また、不適切と思われるケアマネジメントの是正のため、ケアプラン点検を適宜、実施しています。事例の選定にあたっては、大分県国民健康保険団体連合会から提供される給付実績等から、確認が必要と思われるケースを抽出しています。有料老人ホームをはじめとする高齢者向け住まいの増加に伴い、今後は、それらの利用者についても積極的な事例選定を行っていきます。全てのケアプランが、適切なケアマネジメントの下、利用者の自立支援に資する

ものとなるよう、切れ目のない点検の実施に努めます。

#### ii 住宅改修費等の点検、福祉用具購入・貸与調査

住宅改修においては、事前に、利用者の状態像及び生活状況に沿った自立支援に資する必要な改修であるかを点検した上で、施工方法及び施工金額の妥当性について、町の建築士が全件を点検し、必要な指導や助言を実施しています。

福祉用具購入においては、事後に、利用者の状態像及び生活状況に沿った自立支援に資する必要な福祉用具であるか及び、利用者への事前説明や同意等、適切なプロセスを踏まえているかについて、全件点検しています。また、福祉用具貸与においては、軽度認定者に対する貸与の全件を調査し、適切な貸与を行っているかについて点検した上で、疑義のある場合は、介護支援専門員等への確認や、地域ケア会議などで事例検討を行っています。

### ③医療情報との突合・縦覧点検

医療情報と介護情報の給付内容を突合し、重複した給付や不適切な給付については給付費の返還（過誤）を促します。また、介護給付の請求内容を点検し、算定可能な給付内容であるかを確認し、過誤調整を図ります。

これらの事業は大分県国民健康保険団体連合会への委託により全件実施するとともに、日出町においても、連合会から提供を受けた適正化情報等について必要な点検を行い、過誤調整や事業所に対する指導を実施します。

### ④その他

介護事業所が、国や自治体が定める人員・運営基準等に則った適切な事業運営を行うよう、対象となる全ての事業所を集め、制度やルールについて説明する「集団指導」を、概ね3年ごとに実施します。

また、介護事業所が、人員・運営基準に則った適切な事業運営を行っているかを確認し、必要な助言・指導を行うため、個別に事業所を訪問して様々な書類の確認等を行う「運営指導」を、各事業所の指定期間内に1回以上実施しています。終了後は、改善を求める事項を通知するとともに、不適切な介護報酬の請求があれば、過誤調整などによる返還を求めます。

「指導」はいずれも、事業所への情報提供や育成及び支援を目的としていますが、明らかに法令や基準を違反していると疑われる場合は、強制力のある「監査」を行い、改善命令や、指定の停止・取消しなどの行政処分を行います。

## (3)利用者への支援

### ①相談・苦情受付体制の充実

介護サービス利用する上での困りごとや苦情、要介護（支援）認定結果への不服などについては、まずは介護保険担当部署が受付を行います。利用者及びその家族等の訴えを聞き取り、事業所等へ確認や指導を行う他、必要に応じて、指定権者である他自治体や、地域包括支援センターなどへつなぎます。利用者等の困りごとや不安を早期に解消できるよう、迅速

な相談対応を行うとともに、関係機関との連携を強化していきます。特に、介護事業所等の職員からの虐待やハラスメントなど、利用者の尊厳を著しく損なわせる行為が発生した場合は、利用者の身の安全の確保を第一としたうえで、立ち入り調査などを迅速に実施します。

## ②低所得者の負担軽減の取組み

低所得である利用者等の経済的負担を軽減する取組みとして、次のとおり実施しています。

### i 社会福祉法人等利用者負担軽減制度

介護サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的役割に鑑み、低所得の利用者の利用者負担額等を軽減した場合、当該法人に対し、その軽減額に所定の率を乗じた助成を行います。制度の利用促進のため、利用者及び、町内未実施の法人や居宅介護支援事業所などに対し、制度の周知を行っていきます。

### ii 低所得者保険料軽減

低所得である第1号被保険者における介護保険料の負担を軽減するため、所得段階第1段階から第3段階の被保険者について、国及び県とともに応分の負担をし、本来の調整率を低減しています。また、第4段階については、国が指定する標準調整率より低い調整率を、日出町が独自に設定しています。

所得段階	本来の調整率	軽減後調整率	軽減される保険料年額
第1段階	0.455	0.285	11,900円
第2段階	0.685	0.485	14,000円
第3段階	0.690	0.685	300円
第4段階	0.900	0.870	2,100円

### iii 介護用品支給事業

要介護4以上に認定された在宅高齢者を介護しており、かつ町民税非課税世帯である家族に対し、介護用品（紙おむつ、尿取りパット等）の助成を行ってしています。より多くの用品の支給を受けられるように「償還払方式」を取り入れています。必要な人が必要な助成を受けることが出来るよう、事業の周知を行っていきます。

### iv 住宅改修支援事業

居宅介護支援事業所と契約を交わしていない要介護者等でも住宅改修を行えるよう、住宅改修の申請に必要となる理由書を作成した介護支援専門員等に対して、作成費用を支給しています。今後、事業の活用が進むよう周知を行うとともに、介護支援専門員以外に理由書を作成することができる「福祉住環境コーディネーター」の活用を行っていきます。

### v 利用者負担軽減制度の周知

高額介護サービス費や、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費など、国が定める軽減制度について、町報や町ホームページなどで周知を行う他、対象者へは申請を勧奨する通知を行います。

## (4)事業者への支援

### ①ケアマネジメントの質の向上

前述のとおり、「自立支援」という理念に沿った介護保険事業の運営のためには、介護支援専門員が行うケアマネジメントの質を向上させることが重要です。

日出町は、地域包括支援センターの業務として、介護支援専門員からの様々な相談を受付けるとともに、ネットワーク会議や困難事例検討会などを開催し、介護支援専門員の技能向上や情報提要・共有を図っています。また、地域ケア会議における専門的知見からの助言や、ケアプラン点検における改善点の指導などの技術的支援も行っています。

今後、これらの取組みを推進することで、管内の全ての介護支援専門員に「自立支援型のケアマネジメント」が定着することを目指します。

### ②介護サービスの質の向上

理念に沿った介護保険事業の運営のためには、ケアマネジメントだけでなく介護サービスについても、高齢者の自立支援に資するよう、配慮して提供されることが重要です。日出町では、前述の「地域リハビリテーション活動支援事業」により、訪問介護事業所及び通所介護事業所の職員を対象とした研修会を定期的で開催し、希望のある事業所に実地研修を行うとともに、そこで学んだ取組みの実践・評価までをリハビリテーション専門職が支援する取組みを実施しています。また、地域ケア会議におけるリハビリテーション専門職からの助言の他、大分県が作成した「自立支援ヘルパー実務マニュアル」及び「自立支援型通所サービス生活機能向上支援マニュアル」を介護事業所へ配布するなどし、「自立支援」に資する介護サービスの普及に努めています。

今後、介護サービスの質の更なる向上を目指し、介護事業所がリハビリテーション専門職と関わる機会を増やしていきます。

### ③介護人材の育成・確保及び介護現場の負担軽減（生産性の向上）

少子高齢化が進行していく中、2040年（令和22年）には、全国で69万人の介護人材が不足する可能性のあることが予測されており、介護の担い手不足は深刻な社会問題となりつつあります。日出町においても、2040年（令和22年）における介護サービス利用量は、第8期と比較して、居宅サービスがおよそ1.3倍、施設サービスが1.5倍となる反面、同年における生産年齢人口（15～64歳）は、2023年（令和5年）9月末と比較して、82.8%に減少すると予測されており、今後、ますます介護サービスの需給状況はひっ迫していくことが予想されます。

この問題を解決するため、日出町では、介護人材の育成・確保の取組みと、介護現場の負担軽減（生産性の向上）の取組みを、介護人材不足対策の両輪として下表のとおり実施していきます。

取組み名		取組みの内容
共通	補助事業や研修等の情報提供	外国人人材の活用や、ICT及び介護ロボットなどの導入に係る、国・大分県が行う補助事業や研修等について、介護事業所に対し、適宜、情報提供を行う。

人材の育成・確保	介護ボランティア養成講座の開催	訪問型サービス（緩和型）に従事するために必要な技能を習得することを目的とした研修会を毎年開催する。修了後は、介護事業所とのマッチングを実施する。
	処遇改善加算等の取得の促進	介護事業者に、介護職員等の賃金を改善する加算の取得を促し、届出等の支援を行うとともに、加算額が介護職員等へ適切に還元されているかを点検する。
	介護人材確保に関する協議体の設置	介護事業者や関係機関と連携し、介護職の魅力・やりがいの発信や離職防止の取組みなど、日出町の実情に応じた人材育成・確保策を検討する。
	介護現場におけるハラスメントの相談受付等	介護職員が安心して働くことのできる環境づくりのため、事業者が行うべきハラスメント対策がなされているか等の確認を行うとともに、介護職員が受けたハラスメント事案についての相談を受け付け、解決に向けた助言等を行う。
	「まるっとK A I G O ネットひじ」の開催	介護労働安定センター大分支部と連携し、管内介護事業所の情報交換の場である「まるっとK A I G O ネットひじ」を定期的で開催し、人材確保策等について情報共有を図る
介護現場の負担軽減	提出書類等の削減	事業者が提出する指定関係書類等について、変更のない書類の省略、電子メールによる提出の促進、押印の廃止などを行い、介護事業所の書類作成の省力化を図る。
	電子申請・届出システムの導入	介護事業所が行う指定申請等の手続について、書類の作成から提出、差戻や再提出などをインターネット上で行うシステムの運用を2025年度までに開始するとともに、事前準備として、様式類を標準仕様に変更する。
	ケアプランデータ連携システムの普及	居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で、現在、紙で授受しているケアプラン（サービス提供票）を、インターネット上でやり取り出来るシステムについて、管内全ての事業所で利用されるよう普及を図る。

#### ④介護サービス提供体制促進のための施設整備等

高齢者が医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、介護事業者が行う介護施設等の整備事業（介護保険施設、居住系サービス事業所等の新設・増床及び、防災・防犯・感染症まん延防止を目的とした整備事業等）に対し、国や大分県と連携の上、「日出町介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱」及び「日出町地域介護・福祉空間整備等支援事業費交付要綱」に基づき、助成を行います。

#### ⑤事業所の危機管理

災害や感染症等について、多数の高齢者が集まる介護事業所では、十分な対策が求められます。日出町では、平時の際、災害及び感染症、事故等の対策に係る国・県からの通知を適宜、介護事業所へ情報提供するとともに、介護事業所が行う、業務継続計画（BCP）や避難行動計画、感染症の予防及びまん延防止のための指針の策定、各種訓練の実施等について確認や助言を行っています。また、町が備蓄している防疫資材の配布など、様々な面から、介護事業所の危機管理について支援を行います。事業所で災害・事故による被害や感染症のまん延等が発生した際は、報告を受け、関係機関と連携して迅速に対応します。

## 5 高齢者の自立支援、介護予防又は重度化防止、介護給付の適正化等に関する目標

本計画の推進にあたっては、地域における高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防又は要介護状態の軽減・悪化の防止、介護給付等に要する費用の適正化などに関し、取組みごとに数値目標を定め、毎年度、その達成状況の評価・点検を行うことが求められています。日出町における第9期の目標を定め、各年度において、計画の進捗状況の評価・点検し、事業の内容や方法等について、必要に応じ見直しを行います。

### (1) 高齢者の自立支援、介護予防又は重度化防止

高齢者が住み慣れた地域で自立して生活していくため、生活支援や介護予防又は重度化防止等の取組みにおける数値目標を下表のとおり設定します。

項 目	目 標 値			計画(第3章) 記載箇所
	R6年度	R7年度	R8年度	
ひじエプロン隊年間活動回数	170回	190回	210回	2(1)③
地域ネットワーク(配食)事業登録者数	120人	120人	120人	
65歳以上のデマンド交通利用者数	9,000人	13,500人	18,000人	
緊急通報装置の設置件数	100件	160件	210件	2(1)④
高齢者サロン等設置地区数	70地区	70地区	70地区	2(2)①
ほほえみ広場年間参加者数	700人	750人	800人	2(2)①
介護ボランティア養成講座修了者数	20人	30人	30人	2(2)②
65歳以上のひじエプロン隊登録者数(累計)	10人	13人	15人	2(2)③
65歳以上のほほえみ広場ボランティアスタッフ数	7人	8人	8人	2(2)③
日出町在宅医療連携推進会議実施回数	2回	2回	2回	2(3)①
認知症カフェ参加者数	160人	170人	180人	2(3)②
認知症サポーター養成講座修了者数	120人	120人	120人	2(3)②
健康お話し隊実施回数	35回	36回	37回	3(1)②
リハビリテーション専門職年間派遣事業所・地区数	3か所	3か所	3か所	3(1)③
短期集中介護予防サービス利用者数	30人	56人	56人	3(1)④
健康状態不明者訪問数(一体的実施ハイリスクアプローチ)	50件	60件	70件	3(2)②

## (2)介護給付の適正化等

介護保険事業を適正に運営していくため、ケアプラン点検や医療情報との突合・縦覧点検等の取組みにおける数値目標を下表のとおり設定します。

項目	取組み内容	目標値			計画(第3章) 記載箇所
		R6年度	R7年度	R8年度	
要介護認定 の適正化	認定調査票の点検(整合性や 特記事項との不平等)	全件	全件	全件	4(2)①
	認定調査員検討会議の開催 (判断基準のすり合わせ)	6回開催	6回開催	6回開催	
ケアプラン の点検、住宅 改修費等の 点検、福祉用 具購入・貸与 調査	ケアプラン点検(2年に1回 の実施を想定)	2事業所	2事業所	2事業所	4(2)②
	住宅改修申請 建築士によ る点検(施工方法・金額)	全件	全件	全件	
	福祉用具購入申請 点検(同 意、再購入等)	全件	全件	全件	
	軽度者の福祉用具貸与調査 (医療的理由等の必要性)	全件	全件	全件	
医療情報と の突合・縦覧 点検	医療情報との突合(国保連へ 委託及びレセプト点検)	全件	全件	全件	4(2)③
	縦覧点検(国保連へ委託)	全件	全件	全件	
その他の 取組	運営指導(居宅介護支援事業 所の運営状況の点検)	2事業所	2事業所	2事業所	4(2)④
	運営指導(地域密着型事業所 の運営状況の点検)	2事業所	2事業所	2事業所	
	集団指導(居宅介護支援事業 所・地域密着型等)	0回	0回	3回	

